

生活に通常必要ではないもの ~格差・戦争・あの親子?~

前回は生活に通常必要なものを譲渡した場合のお話でした。それでは今回は生活に通常必要ではないものについて見ていきましょう。

(1) 生活に通常必要でない資産とは？

生活に通常必要でない資産は次に掲げるものです。

①競走馬その他射こう的行為の手段となる動産

(競走馬を5頭以上保有しているなど事業と認められる場合を除きます)

②居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの(別荘などです)

③生活の用に供する動産で生活に通常必要ではないものおよび生活に通常必要なものでも前回お話した生活に通常必要な動産の譲渡にかかる非課税の規定の適用がないもの

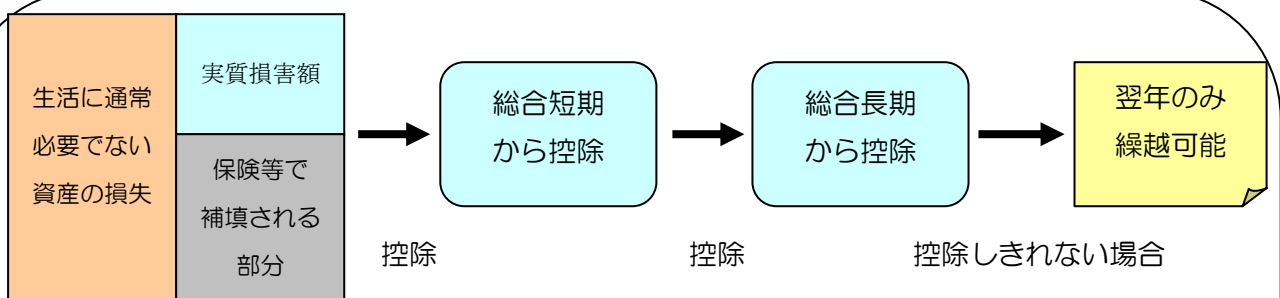
(2) 譲渡損失

譲渡所得について損失が発生した場合、損益通算できる取り扱いでしたが、生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、損益通算をすることが出来ません。ただし内部通算は出来ますので譲渡所得内に利益があれば相殺できます。

また今回は譲渡所得シリーズなので余談になりますが、この規定は生活に通常必要でない資産にかかる所得全般についての規定であるため、例えば別荘の貸付を行っていて損失が出た場合のように不動産所得の損失についても損益通算の対象にはなりません。

(3) 損害を受けたことによる損失

生活に通常必要でない資産に、災害・盗難・横領による損害が発生した場合にはその損失の金額は譲渡所得の計算上控除することができます。



《例》

別荘の火災による損失 3,000 万円、それに対する保険金収入 1,000 万円

ゴルフ会員権の譲渡所得、短期 300 万円、長期 800 万円

株の譲渡益 2,000 万円

※ゴルフ会員権は生活に通常必要でないものではないという取扱です

$(3,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円}) - 300 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円} = \Delta 900 \text{ 万円} \Rightarrow \text{翌年に繰越}$

損失額 保険金 短期譲渡所得 長期譲渡所得

※株の譲渡益からは控除できない

頑張って戦ったサッカー選手に必要な金、無駄に戦うあの親子は不要な金